

要件事項	<p><航空/海上共通業務> 「通関士審査結果登録（CCA）」業務関連の仕様変更</p>
機能概要	<p><変更前仕様></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備申告後に「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務を実施しないで本申告を行った場合、予備申告を実施した通関士の証票番号を出力する。 ・予備申告前にCCA業務を実施していない場合で、予備申告後にIDA01業務を実施しないで本申告を行う場合、通関士以外も実施できる。 ・予備申告後のCCA業務は実施できない。
	<p><変更後仕様></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備申告後にIDA01業務を実施しないで本申告を行った場合、本申告を実施した通関士の証票番号を出力する（本申告までにCCA業務が実施されている場合を除く。）。 ・予備申告前にCCA業務を実施していない場合で、予備申告後にIDA01業務を実施しないで本申告を行う場合、通関士のみ実施可能とする。 ・CCA業務が実施されていない場合は、予備申告後のCCA業務を実施可能とし、CCA業務を行った通関士の証票番号で輸入申告DBの通関士コードを更新する。 ・本案件は通関業者に通関業務の代行を依頼する場合のみの仕様とする。

1. 変更内容

<オンライン業務の変更>

(A) 通関士証票番号の更新処理の変更

予備申告後の本申告において、通関士により業務が実施された場合に、当該通関士の証票番号で、輸入申告DBの通関士コードを更新する（本申告までにCCA業務が実施されている場合を除く。）。

(B) 通関士チェックの変更

予備申告前にCCA業務を実施していない場合で、予備申告後にIDA01業務を実施しないで本申告を行う場合、通関士のみ実施可能となるように変更する。

(C) CCA業務の各申告DBチェックの変更

各申告DBチェックについて、以下のとおりに変更する。

入力された申告等番号について、以下のチェックを行う。

- ① 入力された申告等番号が申告種別に対応した申告DBに存在すること。
- ② CCA業務にて、通関士審査が行われた旨の登録がされていないこと。
- ③ 申告等事項／申告等変更事項／許可内容変更申請事項の登録が完了していること。
- ④ 申告等／申告変更等／許可内容変更申請がされていないこと。
- ⑤ 搬入時申告の登録がされていないこと。
- ⑥ 開庁時申告の登録がされていないこと。

(D) 通関士審査状況の更新処理の変更

予備申告時において、「通関士審査状況」を「D：申告・申請済」に更新しないように変更する。

なお、予備申告を実施した場合のIDI業務の「通関士審査結果」欄の出力内容は以下のとおりとなります。

- ① CCA業務を実施していない場合、「スペース：未審査（事項登録済）」
- ② CCA業務を実施している場合、「Y：審査済」

(E) CCA業務の輸入申告DB更新処理の変更

予備申告後にCCA業務を行った際、CCA業務を行った通関士の証票番号で輸入申告DBの通関士コードを更新するように変更する。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告（IDC）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ・「通関士審査結果登録（CCA）」業務

- ・「通関士審査内容呼出し（CCB）」業務

3. 特記事項

パッケージソフトのバージョンアップが必要。

4. リリース予定日／サービス開始予定日

平成30年03月18日（日）